

ワンストップ特例制度のお知らせ

(マイナンバー証明書類が平成28年1月から必要になりました。)

年間のふるさと納税件数が5件までの場合は、確定申告をしなくても税控除を受けることができる「ワンストップ特例制度」があります。但し、年末調整をされている方に限ります。

特例制度を希望される方は、同封の「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と下記の必要書類を久御山町役場へ郵送してください。

必 要 書 類

- ①マイナンバーの「個人番号カード」をお持ちの方
個人番号カードの裏面のコピー
- ②マイナンバーの「通知カード」をお持ちの方
通知カードのコピーと身分証明書の写し※1
- ③マイナンバーの「個人番号カード」「通知カード」両方ない方
個人番号が記載された住民票の写しと身分証明書の写し※1

※1 (いずれか1つ、写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。)

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

お問合せ先

久御山町総務部総務課秘書広報係 星野

電話(直通) 075-631-9991

0774-45-3922

FAX 075-632-1899